小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん規則をここに公布する。

平成30年 3 月31日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 8 号

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市の処理区域内における排水設備の整備の促進及び水洗便所の普及を図るため、排水設備の設置及び水洗便所への改造等に必要な資金の融資のあっせん(以下「あっせん」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 処理区域 下水道法 (昭和33年法律第79号。以下「法」という。) 第2条第 8号に規定する処理区域をいう。
 - (2) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
 - (3) 水洗化 くみ取便所を水洗便所 (汚水管が法第2条第3号に規定する公共下水道 に連結されたものに限る。以下同じ。) に改造し、又はし尿浄化槽の機能を停止し て同号に規定する公共下水道に接続することをいう。

(あっせんの対象者)

- **第3条** あっせんを受けることができる者は、処理区域内において水洗化の工事及び排水設備の設置の工事(以下「水洗化等工事」という。)を同時に行う者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの(個人に限る。)とする。
 - (1) 弁済をする資力を有すること。
 - (2) 市内に住所を有すること。
 - (3) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。
 - (4) 破産者でないこと。
 - (5) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人でないこと。

- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (7) 連帯保証人を立てることができること。
- (8) 水洗化等工事に関し市から補助金の交付を受けていないこと。

(連帯保証人の要件)

- **第4条** 前条第7号の連帯保証人は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者で なければならない。
 - (1) 保証債務の弁済をする資力を有すること。
 - (2) 独立して生計を営んでいること。
 - (3) 前条第2号から第6号までに掲げる要件のいずれにも該当するものであること。 (あっせんの額)
- **第5条** あっせんの額は、水洗化等工事に要した費用の範囲内において、次の各号に掲 げる水洗化等工事の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当 該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 共同住宅等に係る水洗化等工事(共同で使用するし尿浄化槽の機能を停止するものに限る。) 当該し尿浄化槽1基につき100万円以内で市長が必要と認める額
 - (2) 前号に掲げる水洗化等工事以外の水洗化等工事 くみ取便所の大便器1個又はし 尿浄化槽1基につき40万円以内で市長が必要と認める額
- 2 前項の規定によるあっせんの額は、一の水洗化等工事につき200万円を限度とする。

(あっせんに係る金融機関及び利息の負担)

- **第6条** あっせんに係る融資(以下「融資」という。)は、市長が指定する金融機関 (以下「指定金融機関」という。)において行うものとする。
- 2 市は、融資に係る利息を当該融資を受けた者(以下「借受人」という。)に代わって負担するものとする。ただし、借受人の債務の履行遅滞に係る延滞利息は、当該借受人の負担とする。

(あっせんを受けた資金の償還に係る条件)

- **第7条** あっせんを受けた資金の償還に係る条件は、次のとおりとする。
 - (1) 償還期間 36月以内
 - (2) 償還方法 融資を受けた日の属する月の翌月から毎月均等償還とする。この場合

において、100円未満の端数があるときは、最終回の償還額に合算するものとする。

(3) 1月当たりの償還額 3,000円以上

(あっせんの申請等)

- **第8条** あっせんを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、連帯保証人となる者と連署して、小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、添付すべき書類の一部を省略することができる。
 - (1) 申請者及び連帯保証人となる者(以下「申請者等」という。)の印鑑登録証明書
 - (2) 申請者等の住民票の写し
 - (3) 申請者等の前年の納税証明書
 - (4) 申請者等の前年の所得証明書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、小田原市下水道条例(昭和41年小田原市条例第38号。以下「条例」という。)第4条に規定する確認の申請と同時に行うものとする。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査して適否を決定し、小田原 市水洗便所改造等資金融資あっせん決定通知書(様式第2号)により申請者に通知す るものとする。

(あっせんの額の決定)

第9条 市長は、前条第3項の規定によりあっせんの決定を受けた者があっせんに係る水洗化等工事について条例第6条第1項に規定する検査に合格したときは、あっせんの額を決定し、小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん額決定通知書(様式第3号)によりあっせんの決定を受けた者に通知するとともに、当該あっせんに係る指定金融機関に小田原市水洗便所改造等資金融資依頼書(様式第4号)を送付するものとする。

(損失補償)

第10条 市は、あっせんにより融資を行った指定金融機関が借受人又は連帯保証人の 債務の不履行により損失を受けたときは、当該指定金融機関との契約に基づき、その 損失を補償するものとする。

(損失補償の求償)

第11条 前条の規定により市が指定金融機関に対し損失を補償した場合には、当該借受人又は連帯保証人は、直ちに当該損失補償額に相当する額を市に納付しなければならない。

(届出義務等)

- 第12条 借受人は、借受人又は連帯保証人に次の事由が生じたときは、遅滞なく、小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん申請内容変更等届(様式第5号)に必要書類を添えて市長に届け出なければならない。この場合において、借受人が第5号に該当したときは、その相続人が届け出るものとする。
 - (1) 住所、氏名、職業又は電話番号を変更したとき。
 - (2) 火災その他の災害により財産を失ったとき。
 - (3) 強制執行、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがなされたとき。
 - (4) 破産の申立てをしたとき。
 - (5) 死亡したとき。
- 2 借受人は、連帯保証人の資格の喪失により新たに連帯保証人を立てようとするとき、 又は連帯保証人を変更しようとするときは、小田原市水洗便所改造等資金融資あっせ ん連帯保証人変更申請書(様式第6号)により市長に申請し、その承認を受けなけれ ばならない。

(決定の取消し等)

- 第13条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該借受人に係るあっせんの決定を取り消し、又は当該借受人に対し市が指定金融機関に支払った利息相当額の全額の返還を命ずることができる。
 - (1) 偽りの申請又は不正の方法によってあっせんを受けたことが明らかとなったとき。
 - (2) 水洗化等工事に係る家屋が取り壊され、又は火災その他の災害により滅失したとき (融資が行われた後に家屋が滅失した場合を除く。)。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長があっせんの必要がないと認めたとき。 (委任)
- **第14条** この規則に定めるもののほか、あっせんに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん申請書											
									年	月	日
小	田原市:	長	様						·		·
					申	請	者	住所			
								氏名			
								生年月日	年	月	日
								電話番号			
								職業			
					連持		E人	住所			
								氏名			
								生年月日	年	月	日
								電話番号			
								職業			
								規則第8条第1 融機関に本申請			
								いことの確認の			
神奈	川県警	察本	部に照	会する	らことに	同意	しまっ) .			
工	事		場	所	小田原	市					
融	資	希	望	額							円
エ	事	見	積	額							円
返	済		口	数							П
借入	、れ希望	2指5	定金融	幾関							
指	定	工	事	店				(電	話)
添	付		書	類	印鑑登	録証	明書	・住民票の写し	・納税証	明書・	所得証

明書・その他 (____)

様式第2号(第8条関係)

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん決定通知書									
		番 年 月	号 日						
	様								
	小田原市長		印						
年 月 日付けで ついて、次のとおり決定したので迫	申請のあった水洗便所改 通知します。	造等資金融資あ	っせんに						
決 定 区 分	□あっせんする	□あっせんし	ない						
工事場所									
指定金融機関名									
融資あっせん予定額			円						
条件									
決 定 理 由 (あっせんしない場合のみ記入)									

様式第3号(第9条関係)

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん額決定通知書										
			番	뭉						
			年	月 日						
	樣									
		小田原市長		自						
	年 月 日付けで申請のあった水洗便所改造等資金融資あっせん額 について、次のとおり決定したので通知します。									
指定金融機関名										
融資あっせん額				円						
融資実行年月日										
備考										

様式第4号(第9条関係)

小田原市水洗便所改造等資金融資依頼書										
						番			号	
						年	-	月	日	
		様								
			/]	・田原市	5長				印	
次のとおり融資を依頼し	ます。									
融資希望者	住	所								
	氏	名								
融資あっせん額									円	
融資実行年月日				年	月	日				
備考										

様式第5号(第12条関係)

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん申請内容変更等届										
小田原市長 様				年	月	目				
	届出者	住所								
		氏名								
		電話番	号							
小田原市水洗便所改造等資 のとおり届け出ます。	資金融資あっせん 舞	規則第 1	2条第	31項の規	定によ	り、次				
変 更 等 の 内 容										
发 史 寺 の 円 谷										
届 出 理 由										
届出事由発生年月日		年	月	日						
/#:- +**										
備考										

様式第6号 (第12条関係)

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん連帯保証人変更申請書									
小田原市長 様						年	月	日	
	Ħ		住所 氏名 電話番	:号				1	
小田原市水洗便所改造等資 のとおり申請します。	資金融資あっ	っせん規	則第 1	2条	第 2 項	頁の規2	定によ	り、次	
	住 所								
本五似 o z # // 云 .	氏 名								
変更後の連帯保証人	生年月日			年	月	日			
	電話番号								
	住 所								
変更前の連帯保証人	氏 名								
変 更 理 由									
添 付 資 料	変更後の記し・納税記						• 住民	票の写	